

住宅用地に係る据置特例の廃止について

平成24年度の税制改正により、住宅用地における土地の負担調整措置（税額算出時に用いる課税標準額をゆるやかに是正する仕組み）について、**負担水準（※）が90%以上100%未満の場合に、前年度課税標準額に据え置かれる措置は、平成26年度から廃止**されます。このため、平成25年度までにこの措置に該当していた宅地については、固定資産税額が上がることになります。

※負担水準…それぞれの宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの。
 (算式) 前年度課税標準額 / 該当年度の価額 × 住宅用地特例率 (1/6または1/3)

〈住宅用地のイメージ〉

